

大熊町産業交流施設第6期入居者募集要項

1. 趣旨

大熊町（以下、「町」という。）では、地域の産業創出及び産業振興に寄与する企業の誘致を目的として産業交流施設を整備しました。令和8年4月1日時点で空き区画があることから入居者の募集を行います。

2. 施設概要

- (1) 施設名称 大熊町産業交流施設
- (2) 所在地 福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野116番5
- (3) 敷地面積 8,126.48 m²（別敷地にも駐車場整備予定）
- (4) 建築面積 4,287.07 m²
- (5) 延床面積 9,940.05 m²
- (6) 構造 鉄骨造＋一部木造、アルミニウム合金造
- (7) 階数 地上3階建て
- (8) 施設概要 貸事務所、多目的ホール、コワーキングスペース、貸会議室等
- (9) 竣工 令和6年12月13日

3. 募集事務所

7室（13 m²～49 m²）

※別紙1 産業交流施設2階フロアマップを参照ください。

4. 応募資格

- (1) 趣旨を理解し、地域振興のために入居を希望する者
- (2) 税金の未納がないこと（法人住民税・事業税、地方消費税など）
- (3) 大熊町暴力団排除条例（平成26年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと

5. 入居条件

- (1) 入居期間
使用開始日から令和9年3月31日まで。
ただし、期間満了時に大熊町長が認める場合は延長も可能。
- (2) 使用時間
区分：貸事務所／使用時間：24時間
- (3) 休館日
施設メンテナンス日など町長が必要と認める日
- (4) 利用条件
主な利用条件は以下の通りです。詳細は大熊町産業交流施設設置条例（以下、「条例」。）及び同施行規則（以下、「施行規則」。）において規定する。

- A) 事務所の用に供すること
- B) 事務所を週 5 日使用すること
- C) 使用料
 - (1) 大熊町内に本店登記がある事業者
 - (2) 大熊町内に住民登録があり、かつ青色申告者の個人事業者
月額 1,000 円/㎡(消費税込み)
 - ※上記以外は、1,500 円/㎡(50%増額の使用料)
駐車場月額 3,000 円/台(消費税込み)
 - (ア)毎月、指定管理者が指定する期日と方法で支払うこと。
 - (イ)経済事情の変動等により、賃料を改定することがある。
- C) 共益費
上記使用料に含む。ただし、使用料の減免期間中は、共益費相当額を徴収することがある。
- D) その他使用料金
貸事務所の通信料、電気料等は別途入居者負担。
- E) 原状回復の義務
退出時は別紙 2 大熊町産業交流施設貸方基準に基づき、原状回復工事を実施すること。
その費用については入居者の負担とし、町指定工事業者の施工を必須とする。
- F) 騒音・振動・悪臭等を及ぼす機械、実験装置を持ち込む事業、大量に給排水を要する等、他の入居者に影響が懸念される利用はできない。

6. 設備仕様

- (1) 貸室規模 天井高：2 階 3,000mm
- (2) 貸室仕様
 - (ア)床の仕上げ：タイルカーペット
 - (イ)空調設備：空冷 HP エアコン（冷暖房）+加湿器
 - (ウ)柱割（スパン）：間口方向 6.4m×奥行方向 14.4m
 - (エ)床スラブ耐荷重：500kg/㎡(入口付近は 800 kg/㎡対応)
 - (オ)OAフロア：高さ 100mm、許容集中荷重約 300 kg
 - (カ)天井：岩綿吸音板（システム天井 640×640 グリッド）
 - (キ)エレベーター：2 基
- (3) 電気設備
 - (ア) 電気容量 50VA/㎡で、各部屋に分電盤を一基設置します。室内の一般コンセント設備は入居者が配置すること。
 - (イ) 各部屋の EPS 内に電話用端子盤を配置。1 階 MDF 盤までの配線ルートを確認しており、入居者毎に契約可能のため、室内のモジュラジャックは入居者で配置すること。
 - (ウ) LAN 設備は各部屋の EPS 内に光成端箱設置スペースを確認しており、入居者毎に契約可能。

7. 入居スケジュール（予定）

募集期間：令和8年3月18日（水）～ 令和8年4月8日（水）

入居審査：令和8年4月中

内定通知：令和8年4月中

C 工事：使用許可書に記載の使用開始日以降、工事計画書提出、工事内容・工程調整の上、必要な工事を実施可能。なお、室内の原状変更を伴う場合は町指定工事業者による施工を必須とする。

使用許可：未定

※内定後、大熊町産業交流施設使用許可（新規）申請書を提出すること。

申請書提出後、工事開始可能日、使用開始日の調整の後に、大熊町産業交流施設使用（新規）許可書を交付する。

使用開始：令和8年5月1日以降、指定管理者が指定する日とする。

8. 使用料の減免

次の条件にあてはまる場合は、申請によって貸事務所の使用料を令和10年3月31日まで使用料を免除する。

- (1) 大熊町内に本店登記がある事業者
- (2) 大熊町内に住民登録があり、かつ青色申告者の個人事業者

9. 注意事項

- (1) 駐車場の場所は、指定管理者が指定します。駐車台数は希望に沿えない可能性があります。
- (2) 転貸は認められません。
- (3) 室内の区画の変更、附帯設備の増移設など室内の原状変更を行う場合、町の承諾を得て事業者の費用により実施になります。使用期間終了時は速やかに事業者の費用によって原状回復を行ってください。なお、原状変更と原状回復については、町が指定する設計・工事会社の利用が必須となります。
- (4) その他、本要項に記載されていない内容については、条例及び施行規則ならびに法令に拠るものとします。

応募方法

応募者は、下記に定める応募書類を持参または郵送により期間内に提出してください。
提出の際は、封筒の表面に「産業交流施設応募書類在中」と朱書きで記入してください。

1. 申込書類

- (1) 大熊町産業交流施設入居申込書（様式 1）
- (2) 事業計画書（様式 2）
- (3) 登記事項証明書（個人事業者の方は代表者の住民票）の写し（発行後 3 か月以内）
- (4) 直近 3 期の決算書（個人事業者の方は確定申告書）
- (5) 会社等にあつては定款等会社の概要がわかる資料及び会社案内等のパンフレット
- (6) 事業内容が法令等に基づく許認可を必要とする場合は、当該許認可証の写し
- (7) 納税証明書（市区町村税に未納がないことの証明）
- (8) 暴力団排除に関する誓約書（様式 3）

※1 申込書類は、使用許可審査及び使用許可後の支援検討資料についてのみ使用するものであり、それ以外の用途に用いることはありません。

※2 申込書類を郵送される場合は、予め以下問い合わせ先までご連絡ください。

※3 申込書類は一切お返ししません。

※4 必要に応じ、上記以外の資料を提出いただく場合があります。

※5 次のいずれかに該当する場合には応募を無効とします。

- ★ 申込書類が不足しているとき
- ★ 申込書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
- ★ 申込手続きにおいて不正な行為があったとき
- ★ 申込書類に虚偽の内容が記載されているとき
- ★ その他、募集要項に定める条件に違反したとき

2. 審査及び選定方法

(1) 審査内容

提出された応募書類により、下記選定基準に基づき、大熊町産業交流施設入居希望事業者審査委員会による入居審査を行います。審査基準に基づき総合的に審査します。審査は非公開とします。

(2) 選定基準と評価点

	評価項目	点数	評価内容
1	事業内容の概要	10	企業維持に大きな懸念はないか
		10	使用用途は適正か
2	復興まちづくり・地域活性化への視点	10	町復興への視点はあるか
		10	地域活性化への視点はあるか
3	雇用創出	10	雇用創出について、入居後からの雇用計画はあるか
合計（評価点）		50	

評価点の合計が 25 点に満たない場合は選定しません

3. 受付場所及び問い合わせ先（郵送可）

（受付場所）大熊町役場 ゼロカーボン推進課

（郵送先） 〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

TEL 0240-23-7643

4. 受付時間

9:00～17:00

※ただし、土曜日、日曜日、祝日は除きます

5. 募集期間

締切 令和8年4月8日（水）17:00 必着